

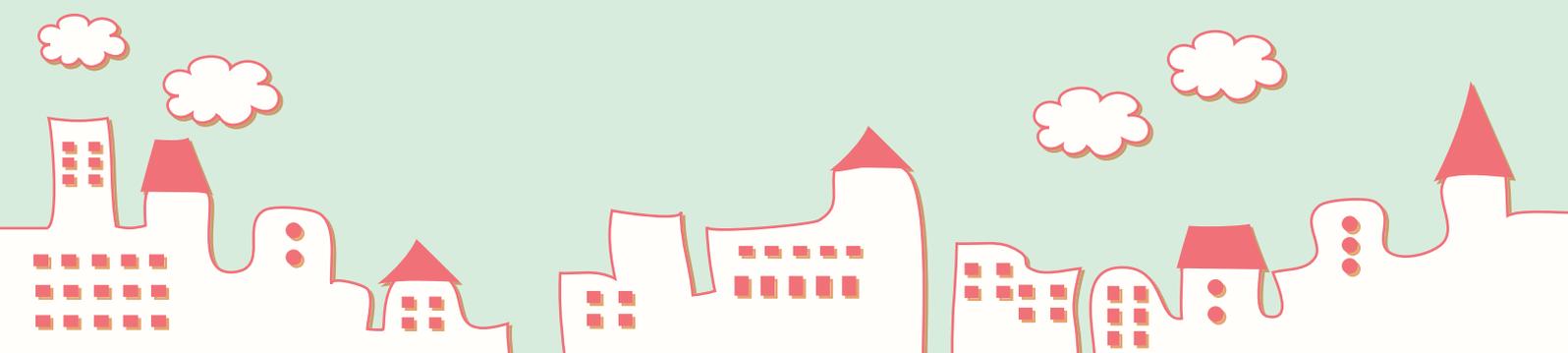
第三次北谷町 男女共同参画推進計画

ちやたんハーモニープラン

【令和4年度～令和13年度】



北谷町イメージキャラクター
ちーたん



ちやたんハーモニープランがめざす社会とは

ちやたんハーモニープランでは、人権を尊重し、お互いを「認めあいの心」と家庭生活・仕事・介護など日常生活において男女が共に「支えあいの心」を持つことで、それぞれの個性が輝くまちをめざします。

北谷町男女共同参画の理想像

認めあい、支えあい、個性が輝くまち ちやたん

「女性活躍推進法」と「DV防止法」に基づく計画も盛り込んでいます！

市町村計画の策定が求められている「女性活躍推進法」と「DV防止法」に基づく施策を一体的に策定し、女性の地位向上や活躍の推進、あらゆる暴力の根絶に向けた施策を盛り込んでいます。



計画の期間

本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和13(2031)年度までの10年間を計画期間とし、令和8(2026)年度に計画の見直しを行います。

SDGsの目標にも含まれています！

最近耳にする「SDGs」(持続可能な開発目標)の目標の5番目には、「ジェンダー平等の実現」(男女平等の実現)が掲げられています。



SDGs(エス・ディー・ジーズ)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12(2030)年を年限とする17の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の17の目標(ゴール)のもと、169のターゲット、232の指標が決められている。

■SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」で掲げるターゲット

1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
4. 家事や子育てはお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。
5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。
6. 誰もが性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。

計画の体系

■ = 女性活躍推進法に基づく施策

■ = DV防止法に基づく施策

基本理念

【基本目標】

基本目標1

全ての人が支えあい築く
住みよいまちづくり

1

北谷町男女共同参画
の周知・啓発

- (1) 北谷町男女共同参画の周知・啓発
- (2) 家庭・地域での男女共同参画に向けた啓発促進

2

地域における
男女共同参画の推進

- (3) あらゆる団体の長や役員への女性の積極的登用の促進
- (4) 団体・グループ等の活動支援とネットワークの再構築
- (5) 地域活動における女性リーダーの育成
- (6) 全ての人がともに参加する地域活動の推進
- (7) 快適な環境づくりへの男女共同参画の推進
- (8) 多様性の視点を取り入れた防災体制の確立

3

政策・方針決定過程
への女性の参画促進

- (9) 各種委員会・審議会等への女性の参画の促進
- (10) 行政における女性管理職への登用促進
- (11) 女性の政治参画の促進

4

次代を担う子どもたちへ
の積極的な意識啓発

- (12) 教育関係者等の男女共同参画意識の向上
- (13) 男女共同参画を推進する教育の実践
- (14) 保護者等の男女共同参画意識の向上

5

ジェンダーの視点に
基づく人権の尊重と
多様性の理解

- (15) 家庭・地域・職場等における人権意識の向上
- (16) DVと性犯罪・性暴力、ハラスメント等の全ての暴力に関する対策の強化
- (17) 人権・DVの関係機関等との連携

基本目標2

互いに認め合い高めあう
男女共同参画意識の形成

6

仕事と生活の調和の推進

- (18) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (19) 仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着と利用の促進
- (20) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進
- (21) 職場における男女平等の確立
- (22) 再就職に向けた支援
- (23) 起業・創業に向けた支援
- (24) 事業者における管理的地位への女性の登用促進

7

全ての人の自立に
向けた支援

- (25) 全ての人の自立に向けた支援

基本目標3

全ての人の仕事と生活
の両立支援

8

心身の健康づくり
及び日常生活支援

- (26) 全ての人の生涯を通じた健康管理・健康づくり支援
- (27) 妊娠・出産における女性の健康支援
- (28) 介護予防の推進

9

多様な視点での福祉の充実

- (29) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- (30) ひとり親家庭等に対する支援
- (31) 福祉サービスの利用促進と適正利用の推進
- (32) 高齢者、障がい者、生活困窮家庭、外国人等が安心して暮らせる支援体制の充実

基本目標4

全ての人の健康づくり
の充実と福祉の向上

基本目標5

平和行政及び国際交流
・国際理解の推進

10

平和なまちづくり
及び国際交流の推進

- (33) 平和教育及び国際交流の推進

ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス (sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。



基本目標 1

第1章 全ての人が支えあい築く住みよいまちづくり

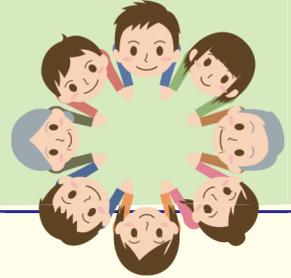
1 北谷町男女共同参画の周知・啓発

目指す
方向性

- 家庭、地域、職場、学校などにおいて、「男女共同参画社会の実現」を目指します。
- 男女共同参画の意識啓発や用語の周知、理解促進を行います。
- 行政が率先して、男女共同参画の視点での対応を図ります。

具体的な
施策

- (1) 北谷町男女共同参画の周知・啓発
- (2) 家庭・地域での男女共同参画に向けた啓発促進



2 地域における男女共同参画の推進

目指す
方向性

- 誰もが地域活動に参加でき、多様な考え方による地域づくりを推進します。
- 男女共同参画の視点を持ったリーダーの育成をします。
- 地域活動、環境、防災の面で、男女共同参画の視点に留意した対策を推進します。

具体的な
施策

- (3) あらゆる団体の長や役員への女性の積極的登用の促進
- (4) 団体・グループ等の活動支援とネットワークの再構築
- (5) 地域活動における女性リーダーの育成
- (6) 全ての人がともに参加する地域活動の推進
- (7) 快適な環境づくりへの男女共同参画の推進
- (8) 多様性の視点を取り入れた防災体制の確立



3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

目指す
方向性

- 女性の活躍をすすめるため、女性の管理職登用、審議会等への女性参画を促進します。
- 行政における男女共同参画の積極的推進を図ります。

具体的な
施策

- (9) 各種委員会・審議会等への女性の参画の促進
- (10) 行政における女性管理職への登用促進
- (11) 女性の政治参画の促進



男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。



基本目標2

互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成

4 次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発

目指す
方向性

- 子どものライフステージに応じた男女共同意識の醸成を図ります。
- 保育士や教職員への男女共同参画意識啓発を行います。
- 家庭における男女共同参画意識の啓発を行います。

具体的な
施策

- (12)教育関係者等の男女共同参画意識の向上
- (13)男女共同参画を推進する教育の実践
- (14)保護者等の男女共同参画意識の向上



5 人権の尊重と多様性の理解(DV防止法に基づく施策含む)

目指す
方向性

- 子どもの頃からの人権教育や学習、啓発を推進します。
- DV防止のために、専任職員の配置と庁内関係ネットワーク体制を確立します。

具体的な
施策

- (15)家庭・地域・職場等における人権意識の向上
- (16)DVと性犯罪・性暴力、ハラスメントに関する対策の強化
- (17)人権・DVの関係機関等との連携



基本目標3

全ての人の仕事と生活の両立支援

6 仕事と生活の調和の推進(女性活躍推進法に基づく施策)

目指す
方向性

- 家庭における役割の男女差の解消を促進します。
- 職場における働き方の見直しを促進します。
- 育児休業、介護休業制度の普及など、働きやすい環境の整備を促します。

具体的な
施策

- (18)男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (19)仕事と育児・介護等の両立のための制度の定着と利用の促進
- (20)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進
- (21)職場における男女平等の確立
- (22)再就職に向けた支援
- (23)起業・創業に向けた支援
- (24)事業者における管理的地位への女性の登用促進



7 全ての人の自立に向けた支援

目指す
方向性

- 女性の経済的な自立や男性の家庭生活での自立等に向けて取り組みます。

具体的な
施策

- (25)全ての人の自立に向けた支援

基本目標 4

全ての人の健康づくりの充実と福祉の向上

8 心身の健康づくり及び日常生活支援

- 目指す方向性
- 全ての人のための健康づくりや健康管理に対する支援の充実を図ります。
 - リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重について周知していきます。

- 具体的な施策
- (26) 全ての人の生涯を通じた健康管理・健康づくり支援
 - (27) 妊娠・出産における女性の健康支援
 - (28) 介護予防の推進



9 多様な視点での福祉の充実

- 目指す方向性
- 誰一人取り残さない社会づくりのため、福祉サービス等の提供を行います。

- 具体的な施策
- (29) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実
 - (30) ひとり親家庭等に対する支援
 - (31) 福祉サービスの利用促進と適正利用の推進
 - (32) 高齢者、障がい者、生活困窮家庭、外国人等が安心して暮らせる支援体制の充実



基本目標 5

平和行政及び国際交流・国際理解の推進

10 平和なまちづくり及び国際交流の推進

- 目指す方向性
- 男女共同参画の視点から、国際平和に貢献するまちづくりを推進します。
 - 国際的に視野を広げ、充実した国際理解と交流等の取り組みにつなげてまいります。

- 具体的な施策
- (33) 平和教育及び国際交流の推進



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR:性と生殖に関する健康と権利)

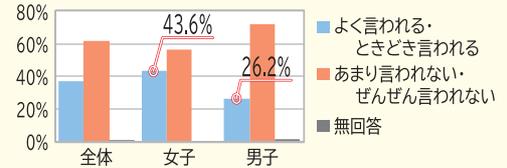
平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。



男女共同参画づくりに向けた意識調査

大人から「女子(男子)だから〇〇しなさい」と言われた経験(中・高校生アンケート)

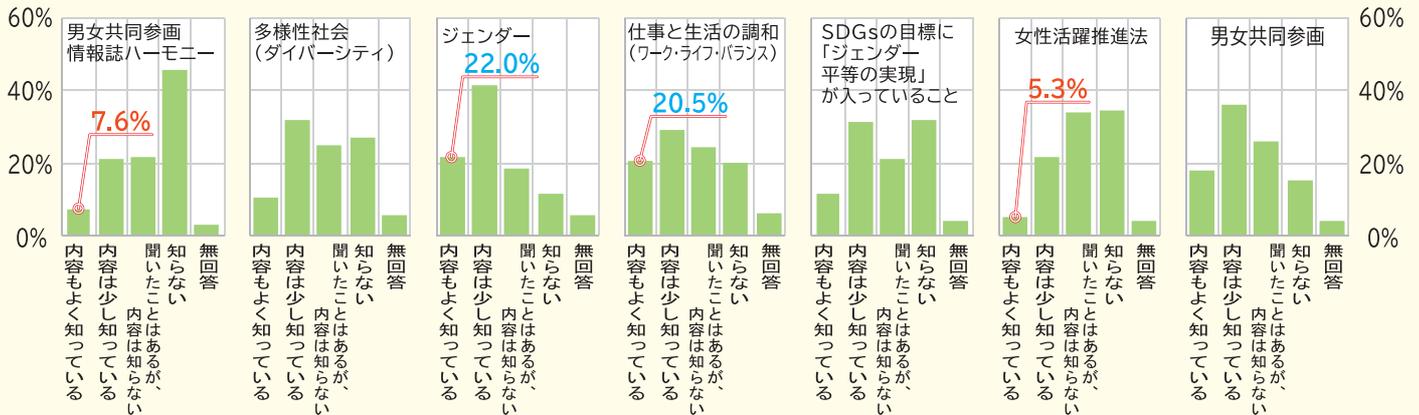
大人から「女子だから〇〇しなさい」、「男子だから〇〇しなさい」と言われた経験については、中・高校生男子は26.2%であるのに対し、中・高校生女子は43.6%を占めており、小学生より高くなっています。



男女共同参画に関する用語の周知度(町民アンケート)

「ジェンダー」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は周知度が比較的高く、「内容もよく知っている」という回答がそれぞれ20%程度あります。

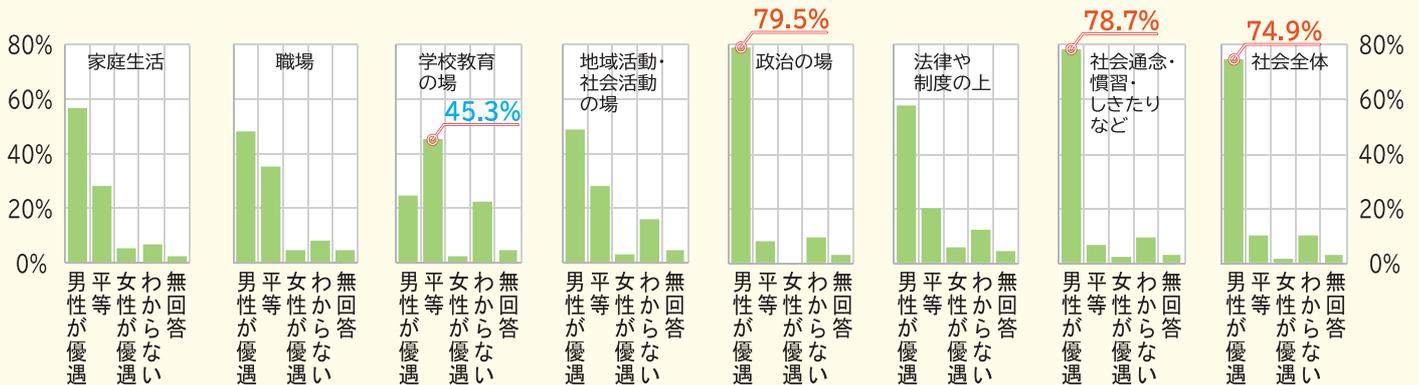
反対に、「内容もよく知っている」という割合が低いのは「女性活躍推進法」、「男女共同参画情報誌ハーモニー」で、これらの用語はそれぞれ10%未満にとどまっています。



男女の地位について(町民アンケート)

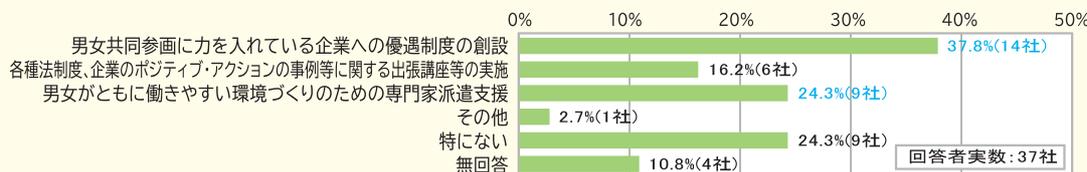
さまざまな分野における男女の地位の平等感では、「平等」という回答が高いのは「学校教育の場」(45.3%)であり、反対に「男性が優遇」が高いのは、「政治の場」(79.5%)、「社会通念、慣習、しきたりなど」(78.7%)、「社会全体」(74.9%)となっています。

男性に比べて女性の方で、「男性が優遇」されていると感じている割合が高くなっています。



男女共同参画社会の実現を目指して取り組む上で必要な制度(事業所アンケート)

企業での取り組み推進の後押し(制度等)については、「男女共同参画に力を入れている企業への優遇制度の創設」が37.8%で最も高く、次いで「男女がともに働きやすい環境づくりのための専門家派遣支援」が24.3%となっています。



男女共同参画に関する相談窓口

北谷町

★総務部 町長室 ☎ 098-936-1234【月～金 8:15～17:15】

DVについての相談

- ★沖縄県女性相談所
☎ 098-854-1172【月～金 8:30～17:15 土日祝日(年末年始を除く) 8:30～12:00、13:00～16:30】
- ★中部配偶者暴力相談支援センター(中部福祉事務所)
☎ 098-989-6603【月～金 8:30～17:15】
- ★全国共通DVホットライン
☎ 0120-956-080【月～土 10:00～15:00】
- ★沖縄警察本部・県警察安全相談
☎ 098-863-9110又は(#9110)【24時間 年中無休】

DV・ストーカー・性暴力犯罪被害についての相談

- ★警察安全相談室 全国共通 #9110 危険が迫っているときは迷わず110番!
※ 沖縄県警察安全相談室 098-863-9110
※ 性犯罪被害者専用相談 #8103 もしくは 098-868-0110
- ★強姦救援センター・沖縄REICO(レイコ)
☎ 098-890-6110【水 19:00～22:00、土 15:00～18:00】
- ★沖縄被害者支援ゆいセンター
☎ 098-866-7830【月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00】
- ★沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」
☎ #8891 もしくは 098-975-0166【24時間 365日】

ているる相談室

- ★女性相談 ☎ 098-868-4010【火～土 10:00～17:00】
- ★国際女性相談 ☎ 098-880-3402【火～土 10:00～17:00】
- ★にじいろ相談(LGBTQ) ☎ 098-880-8434【土 10:00～17:00】
- ★男性相談 ☎ 098-868-4011【日・月 10:00～16:00】

女性の悩み相談

- ★女性の人権ホットライン(那覇地方法務局 沖縄支局)
☎ 0570-070-810、098-937-3278【月～金 8:30～17:15】

児童に関する相談

- ★沖縄県中央児童相談所(おきなわ子ども虐待ホットライン)
☎ 098-886-2900【児童相談所:月～金 9:00～11:00、13:00～16:00】
【虐待ホットライン:月～金 17:15～翌日8:30 土・日・祝祭日は24時間対応 年中無休】

第三次北谷町男女共同参画推進計画 ちゃたんハーモニープラン

編集発行 北谷町 総務部町長室
〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地
(令和4年10月1日より、沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号)
TEL 098-936-1234 FAX 098-936-7474